

ご案内

亡くなられた方に関するお手続きの担当窓口をご案内いたします。

次ページ以降の『死亡届出後の諸手続きについて』をご覧ください、ご不明な点がございましたら事前に各担当課へお問い合わせください。

なお、亡くなられた方の住所が所沢市以外の場合は、住所地の市区町村役場にお尋ねください。

※ご葬儀には、必ず埋火葬許可証が必要となりますが、同証明書は死亡届出時に交付されますので、ご葬儀がお済みになられていれば、死亡届出は終了しております。



早見表

死亡届出後の諸手続きについて

☆早見表は世代ごとに大別したものです。該当のページを検索する際にご利用いただけます。ご不明な方は該当すると思われる課までお気軽にお尋ねください。

【 全ての世代に共通 】

住民登録関係 (世帯主変更等)	1ページ:A-1	バイク(125cc以下) 小型特殊自動車所持者 (普通自動車や小型自動車を所有・使用していた方は埼玉運輸支局へ) 市・県民税の課税対象者	7ページ:C-1
国民健康保険関係	4ページ:A-3	市税・国民健康保険税の納付について	7ページ:C-2
後期高齢者医療保険関係(75歳以上)	4ページ:A-4	生活保護受給	8ページ:D
障害者手帳所持	4ページ:B-2	市内に土地や家屋を所有していた 農地を所有していた	8ページ:E
精神障害者保健福祉手帳所持	5ページ:B-3	市営住宅入居者	8ページ:F
自立支援医療費(精神通院)を受給		その他	9ページ:G
お子さまに対する手当を受給	6ページ:B-4	(犬を飼っていた・図書館関係等 リストをご覧ください)	
お子さまに対する医療費助成対象			
お子さまに対する療育手帳を交付されてい			

上の手続きに加えて

【 亡くなられた方の年齢が20歳以上の場合 】

年金関係	1~3ページ:A-2	介護保険被保険者証所持	4ページ:B-1
------------	------------	-------------------	----------

上の手続きに加えて

【 亡くなられた方の年齢が65歳以上の場合 】

緊急通報システム利用者	7ページ:B-5
みまもり相談員訪問依頼者	

※亡くなられた方の財産(預貯金、不動産等)の相続等でお悩みの方は、市民相談課(2998-9092)までお気軽にお問い合わせください。市民相談員による面接相談を行っています。

◇ご家族がお亡くなりになったときの、市役所での主な手続きのご案内です。

◇各世帯の状況等により必要な手続きは異なりますので、詳細については各担当窓口へお問い合わせください。

欄	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
---	-----------	--------	-----------	---------	------

A-1 住民登録関係

<input type="checkbox"/>	3人以上世帯の世帯主だった方	世帯主変更届	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(免許証・保険証等)	世帯主が亡くなられてから180日以内 (1人若しくは2人世帯の方は手続き不要)	市民課 低層棟1階 (tel)2998-9087 (fax)2998-9061
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証(カード)を持っていた方	印鑑登録証返還	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証	ご自宅で破棄していただいても構いません。	
<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードを持っていた方	カードの返還	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード		
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた方		特になし(返還不要)	カード裏面にマイナンバーが記載されており、相続等の手続きで必要になる場合があります。	
<input type="checkbox"/>	通知カードを持っていた方				

A-2 年金関係

<input type="checkbox"/>	老齢基礎年金 老齢厚生年金 障害厚生年金 遺族厚生年金 を受給していた方	未支給年金 または 遺族年金	手続きの種類や請求者の状況等により必要な書類が異なります。担当窓口へお問い合わせをしてお確かください。	速やかに 各年金ごとに請求するには条件があります。 また、年金事務所での手続きには電話予約が必要が必要です。 ※市民課国民年金窓口(8番)では、参考資料をお渡しできます。	ねんきんダイヤル (tel)0570-05-1165 または 所沢年金事務所 所沢市上安松1152-1 (tel)2998-0170 (fax)2992-3119 自動音声流れたら 1 ⇒ 2
<input type="checkbox"/>	共済年金 を受給していた方	未支給年金 または 遺族年金	手続きの種類や請求者の状況等により必要な書類が異なります。担当窓口へお問い合わせをしてお確かください。	速やかに	年金を支給している 各共済組合

☑欄	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
----	-----------	--------	-----------	---------	------

A-2 年金関係 (つづき)

☐	国民年金保険料を3年以上納付済で年金を受給する前だった方	死亡一時金	<p>☐亡くなられた方の年金手帳(全部)か基礎年金番号がわかるもの</p> <p>☐マイナンバー(請求者)がわかるもの</p> <p>☐預貯金通帳(請求者)</p> <p>☐本人確認書類(来庁者)</p> <p>☐戸籍謄本 (亡くなられた方と請求者の関係がわかるもの)</p> <p>△住民票(亡くなられた方の除票)</p> <p>△住民票(請求者の世帯全員記載のもの)</p> <p>△生計同一に関する申立書等 (亡くなられた方と請求者が別世帯の場合)</p> <p>△委任状(請求者と来庁者が別の場合)</p>	<p>速やかに</p> <p>各手続きを請求するには条件があります。請求者の状況により左記以外にも必要な書類がある場合があります。また、亡くなられた方の年金加入歴等によって担当窓口が異なります。書類をご用意いただく前に、担当窓口へお問い合わせください。なお、年金事務所での手続きには電話予約が必要です。</p>	<p>市民課 (国民年金) 低層棟1階 (tel)2998-9095 (fax)2998-9061</p> <p>または 所沢年金事務所 所沢市上安松1152-1 (tel)2998-0170 (fax)2992-3119</p> <p>自動音声の流れたら 1 ⇒ 2</p>
☐	国民年金に加入中で年金を受給する前だった方	<p>寡婦年金</p> <p>遺族基礎年金</p>	<p>亡くなられた夫によって生計を維持されていた妻が、60~65歳の間受けることができます。 死亡一時金の書類(上段)に加え △最新の所得証明書か非課税証明書等(請求者)</p> <p>亡くなられた方によって生計を維持されていた遺族(子のある配偶者または子)が受けることができます。 ※ 子とは、18歳になった年度末までの子、または障害のある20歳未満の子</p> <p>死亡一時金・寡婦年金の書類(上段)に加え ☐死亡診断書のコピーか死亡記載事項証明書 ☐子のマイナンバーがわかるもの △子の預貯金通帳 △学生証のコピー(高校生以上) △子に障害がある場合は年金専用の診断書</p>	<p>△…請求者の状況により不要の場合があり。お問い合わせ時に確認します。</p>	
☐	厚生年金に加入中だった方	亡くなった方の年金加入履歴や請求者の状況により異なります。		速やかに	所沢年金事務所 (上記連絡先)
☐	共済年金に加入中だった方	亡くなった方の年金加入履歴や請求者の状況により異なります。		速やかに	勤務先または共済組合
☐	農業者年金を受給していた方	お近くのJAいるま野に農業者年金死亡関係届出書を提出してください。 ●未支給年金及び死亡一時金の請求ができる場合があります。		速やかに	農業委員会事務局 高層棟5階 (tel)2998-9264 (fax)2998-9163
☐	農業者年金に加入中だった方	お近くのJAいるま野に農業者年金死亡関係届出書を提出してください。 ●死亡一時金の請求ができる場合があります。		速やかに	JAいるま野 所沢地域管理課 所沢市小手指南2-14-3 (tel)2948-2020 (fax)2948-2002 またはお近くの JAいるま野各支店

<input checked="" type="checkbox"/> 欄	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
---------------------------------------	-----------	--------	-----------	---------	------

A-3 国民健康保険関係

<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入されていた方	被保険者証の返還	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証	亡くなられてから14日以内	国民健康保険課 (国民健康保険) 低層棟1階 (tel)2998-9131 (fax)2998-9061
		葬祭費の支給申請 (葬儀を行った喪主様への支給)	<input type="checkbox"/> 葬祭費の領収書または会葬礼状等(喪主の方の名前が書かれているもの) <input type="checkbox"/> 喪主の方の金融機関振込先口座がわかるもの	告別式の翌日から2年以内	
<input type="checkbox"/>	世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の方が国民健康保険被保険者証を持っている場合	被保険者証の世帯主欄の変更	<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入されている方全員の被保険者証	亡くなられてから14日以内	

A-4 後期高齢者医療制度加入

<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入していた方	葬祭費の支給申請 (葬儀を行った喪主様への支給)	<input type="checkbox"/> 葬祭費の領収書または会葬礼状(喪主の方の名前が書かれているもの) <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 喪主の金融機関振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)	告別式の翌日から2年以内	国民健康保険課 (後期高齢者医療制度) 低層棟1階 (tel)2998-9218 (fax)2998-9061
--------------------------	-------------------	-----------------------------	--	--------------	---

B-1 介護保険被保険者証所持

<input type="checkbox"/>	介護保険に加入していた方	資格の喪失及び相続人の登録手続き	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 相続人名義の金融機関振込先口座がわかるもの ※還付金等の振込先を相続人名義以外の口座にする場合は、相続人の印鑑(認印)が必要です。	速やかに	介護保険課 高層棟1階 (tel)2998-9420 (fax)2998-9410
--------------------------	--------------	------------------	---	------	--

B-2 障害者手帳所持

<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳を所持していた方・療育手帳を所持していた18歳以上だった方	手帳の喪失手続き	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳または療育手帳 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーがわかるもの	速やかに	障害福祉課 高層棟1階 (tel)2998-9116 (fax)2998-1147
<input type="checkbox"/>	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過措置による福祉手当または所沢市重度心身障害福祉手当を受給していた方	手当の喪失及び承継人の登録手続き	<input type="checkbox"/> 承継人の金融機関振込先口座がわかるもの(通帳またはキャッシュカード)		
<input type="checkbox"/>	タクシー券の補助またはガソリン費の補助を受けていた方	受給資格の喪失及び承継人の登録手続き	<input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 承継人の金融機関振込先口座がわかるもの(通帳またはキャッシュカード) <input type="checkbox"/> タクシー券(タクシー券補助をご利用の方のみ)		

☑欄	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
----	-----------	--------	-----------	---------	------

B-2 障害者手帳所持(つづき)

<input type="checkbox"/>	重度心身障害児等の医療費助成を受けていた方	受給資格の喪失及び承継人の登録手続き	<input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 承継人の金融機関振込先口座がわかるもの(通帳又はキャッシュカード)	速やかに	障害福祉課 高層棟1階 (tel)2998-9116 (fax)2998-1147
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた方	利用していたサービスの受給者証の返還	<input type="checkbox"/> 利用していた障害福祉サービスの受給者証		

B-3 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費(精神通院医療)受給証所持

<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳を所持していた方	手帳の返還手続き	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	速やかに	保健センター 健康管理課 こころの健康支援室 (所沢市上安松1224-1) (tel)2991-1812 (fax)2995-1178
<input type="checkbox"/>	自立支援医療費(精神通院医療)受給者証を所持していた方	受給者証の返還手続き	<input type="checkbox"/> 自立支援医療費(精神通院医療)受給証		
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた方	利用していたサービスの受給者証の返還	<input type="checkbox"/> 利用していた障害福祉サービスの受給者証		

欄	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
---	-----------	--------	-----------	---------	------

B-4 お子さまに対する手当を受給・お子さまに対する医療費助成対象・お子さまに対する療育手帳を交付されていた・保育園在園中のお子さまがいる

<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた方	未支払児童手当請求書及び関連手続き	<input type="checkbox"/> 児童の金融機関振込先口座がわかるもの(通帳またはキャッシュカード) <input type="checkbox"/> 新たに監護する方の通帳・健康保険証・マイナンバーがわかるもの・本人確認書類	15日以内	
<input type="checkbox"/>	児童手当対象のお子さま	児童手当額改定届又は児童手当受給事由消滅届	<input type="checkbox"/> 本人確認書類		
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた方	未支払児童扶養手当請求書及び関連手続き	ケースにより必要なものが異なります。こども支援課にお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当対象のお子さま	児童扶養手当額改定届又は児童扶養手当資格喪失届	<input type="checkbox"/> 証書		
<input type="checkbox"/>	子ども医療費を受給していた方	子ども医療費受給資格登録申請書及び関連手続き	<input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 新たに受給者となる方の通帳 <input type="checkbox"/> 児童の健康保険証	速やかに	こども支援課 高層棟2階 (tel)2998-9124 (fax)2998-9035
<input type="checkbox"/>	子ども医療費対象のお子さま	子ども医療費助成資格内容変更届	<input type="checkbox"/> 受給者証		
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費を受給していた方	ひとり親家庭等医療費助成資格内容変更届及び関連手続き	ケースにより必要なものが異なります。こども支援課にお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費対象のお子さま	ひとり親家庭等医療費助成資格内容変更届	<input type="checkbox"/> 受給者証		
<input type="checkbox"/>	「特別児童扶養手当」を受給していた方または対象のお子さま	特別児童扶養手当資格喪失手続き	<input type="checkbox"/> 証書		
<input type="checkbox"/>	療育手帳の交付を受けていた18歳未満の方	療育手帳の返還	<input type="checkbox"/> 療育手帳	速やかに	こども福祉課 高層棟2階 (tel)2998-9223 (fax)2998-9035
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた方	利用していたサービスの受給者証の返還	<input type="checkbox"/> 利用していた障害福祉サービスの受給者証		
<input type="checkbox"/>	同じ世帯に保育園等に在園中・申請中のお子さまがいた方	認定内容の変更手続き	<input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定変更申請書(在園中) <input type="checkbox"/> 施設等利用申請変更届出書(申請中)	速やかに	保育幼稚園課 高層棟2階 (tel)2998-9126 (fax)2998-9035
<input type="checkbox"/>	同じ世帯に幼稚園等に在園中のお子さまがいた方	認定内容の変更手続き	<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定変更申請書兼変更届	速やかに	

☑欄	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
----	-----------	--------	-----------	---------	------

B-5 緊急通報システム利用者・みまもり相談員訪問依頼者

<input type="checkbox"/>	緊急通報システムを利用していた方	機器取り外し・返却の依頼	<input type="checkbox"/> 機器取り外しの立会(固定型) <input type="checkbox"/> 機器の返却(携帯型)	速やかに(電話連絡可) ※機器取り外し・返却の依頼先は、委託業者(株)エースとなります。(株)エース TEL048-645-7701	【65歳未満の障害者の方】 障害福祉課 高層棟1階 (tel)2998-9116 (fax)2998-1147 【65歳以上の方】 高齢者支援課 高層棟1階 (tel)2998-9120 (fax)2998-9138 <small>(市役所の窓口はお問合せのみになります。実際の取り外し・返却は左記の(株)エースが行います。)</small>
<input type="checkbox"/>	みまもり相談員の訪問依頼をしていた方	訪問中止依頼	特になし	速やかに	高齢者支援課 高層棟1階 (tel)2998-9120 (fax)2998-9138

C-1 市・県民税の課税対象者、軽自動車税対象車両所持者(普通自動車や小型自動車を所有・使用していた方は埼玉運輸支局へ)

<input type="checkbox"/>	市・県民税の課税対象だった方	相続人代表者の指定	特になし	速やかに	市民税課 低層棟2階 (tel)2998-9064 (fax)2998-9409
<input type="checkbox"/>	125cc以下のバイク、小型特殊自動車を持っていた方	名義変更または廃車	<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書	ケースにより必要な物が異なります。詳しくは、市民税課へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	125cc超のバイクを持っていた方	名義変更または廃車	右記へお問い合わせください。	速やかに	埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 (tel)050-5540-2029 (fax)2994-1569
<input type="checkbox"/>	軽四輪等を持っていた方	名義変更または廃車	右記へお問い合わせください。	速やかに	軽自動車検査協会 埼玉事務所 所沢支所 (tel)050-3816-3111 (fax)049-274-5791

C-2 市・県民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税の納付について

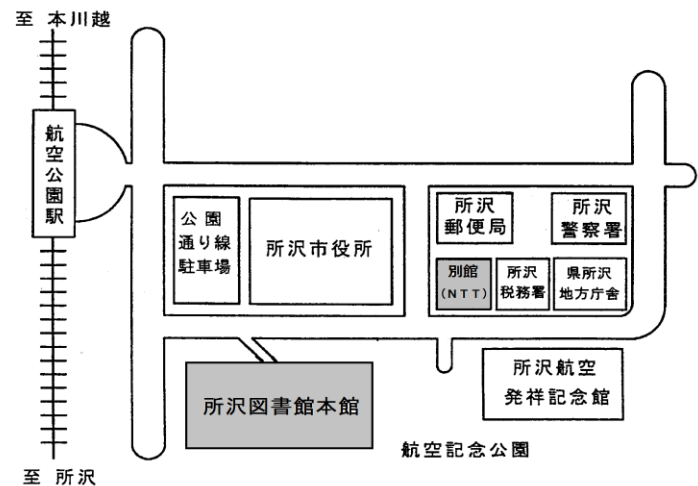
<input type="checkbox"/>	納税がすんでいない方	納付	<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類等(免許証・保険証等)	速やかに	収税課 低層棟2階 (tel)2998-9073 (fax)2998-9409
<input type="checkbox"/>	口座振替により納税していた方	納付方法の変更	<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類等(免許証・保険証等)		

<input checked="" type="checkbox"/> 欄	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
D 生活保護受給					
<input type="checkbox"/>	生活保護を受けていた方	廃止もしくは変更届	<input type="checkbox"/> 死亡届の写し	速やかに	生活福祉課 高層棟2階 (tel)2998-9201 (fax)2998-9207
E 市内に土地や家屋を所有していた・農地を所有していた					
<input type="checkbox"/>	土地や家屋を所有していた方	固定資産現所有者の申告	<input type="checkbox"/> 様式「固定資産現所有者申告書」(郵送可) <input type="checkbox"/> 被相続人の戸籍、遺産分割協議書、遺言書などがあればコピーを添付してください。	3か月以内にご提出をお願いします。 なお、相続登記の際に必要な評価証明書は資産税課窓口で発行しております。	資産税課 低層棟2階 (tel)2998-9068 (fax)2998-9409
<input type="checkbox"/>		相続登記	右記へお問い合わせください。	相談は予約制です。事前にお電話での予約をお願いします。	埼玉地方法務局 所沢支局 (tel)2992-2677 法務局のHPはこちら 
<input type="checkbox"/>	農地(畑・田)を所有していた方	農地法第3条の3第1項の規定による届出	<input type="checkbox"/> 相続登記済みの土地の登記全部事項証明書または遺産分割協議書(写し可)	相続人が確定した後、速やかに	農業委員会事務局 高層棟5階 (tel)2998-9264 (fax)2998-9163
F 市営住宅入居者					
<input type="checkbox"/>	明け渡し手続きをしたい場合	市営住宅明渡届の提出	<input type="checkbox"/> 亡くなられた名義人との関係を証する書類 <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)	速やかに埼玉県住宅供給公社川越支所宛に提出してください。	埼玉県住宅供給公社 川越支所 埼玉県川越市の場 2218-4 ベルアート301号室 (tel)049-227-6418 (fax)049-233-5353
<input type="checkbox"/>	故人の同居者が入居の継続を希望する場合 ※入居継続には要件のある場合がございます	市営住宅入居承継承認申請の提出	【世帯員全員】 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 市・県民税課税(非課税)証明書(中学生以下を除く) 【承継人】 <input type="checkbox"/> 印鑑(実印) <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 【その他】 <input type="checkbox"/> 敷金預り証	名義人の死亡後30日以内に埼玉県住宅供給公社川越支所宛に提出してください。	
<input type="checkbox"/>		世帯員変更届の提出	<input type="checkbox"/> 亡くなられた事実を証する書類 <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)	速やかに埼玉県住宅供給公社川越支所宛に提出してください。	

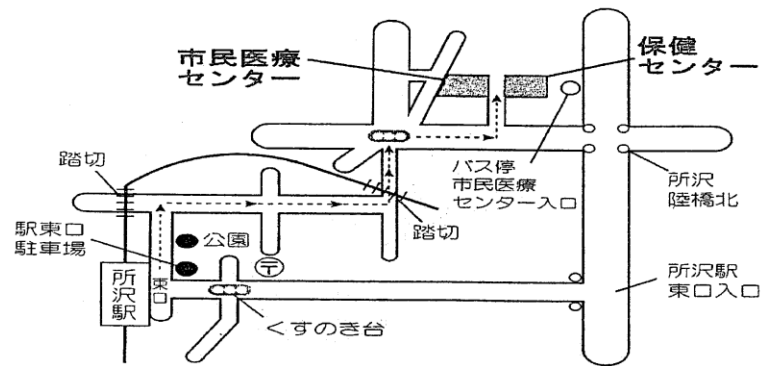
☑欄	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
G その他					
<input type="checkbox"/>	犬の飼い主だった方	登録事項変更届	犬の登録事項変更届 (生活環境課窓口またはホームページからダウンロード)	新たに犬の飼い主になられた方は、犬を飼い始めてから30日以内に届け出てください。 住所地在所沢市外の場合、犬鑑札を持参のうえ、新たな住所地で手続きをしてください。	生活環境課 高層棟5階 (tel)2998-9370 (fax)2998-9195
<input type="checkbox"/>	所沢図書館の利用券を持っていた方	利用券の返却	<input type="checkbox"/> 利用券	速やかに	所沢図書館 (tel)2995-6311 (fax)2992-1421
<input type="checkbox"/>	貸出中の図書等がある方	貸出図書等の返却	<input type="checkbox"/> 貸出図書等		
<input type="checkbox"/>	水道の使用者名義人だった方	使用者の変更	特になし	速やかに(電話連絡可)	所沢市上下水道 お客様センター 宮本町2-21-4 (tel)2921-1080 (fax)2921-1093
<input type="checkbox"/>	水道料金等の口座名義人だった方	口座登録の変更	<input type="checkbox"/> 口座振替依頼書 (電話または電子申請で送付依頼をいただければ、郵送いたします)	速やかに	
<input type="checkbox"/>	ふれあい収集を利用していた方	利用取消し申請	特になし	速やかに(電話連絡可)	収集管理事務所 東所沢和田3-32-1 (tel)2946-5353 (fax)2945-7588
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方が住んでいた家の遺品整理を行いたい場合	遺品整理について	特になし	【ご注意ください】 法律上、遺品整理業者は、整理後のごみの運び出しや処分まで請け負うことはできません。 ごみの処分はご遺族の方が行うか、「所沢市一般廃棄物収集運搬業許可業者」に依頼してください。 詳しくは、資源循環推進課にお問い合わせください。	資源循環推進課 高層棟5階 (tel)2998-9146 (fax)2998-9394
<input type="checkbox"/>	浄化槽管理者だった方	浄化槽管理者の変更	浄化槽管理者変更報告書	管理者が亡くなられてから30日以内 ※変更報告書は資源循環推進課で受け取り、または所沢市HPからダウンロードしてください。 (届け出は電子メール可)	(mail) a9146@city.tokorozawa.lg.jp

☑欄	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
G その他(つづき)					
<input type="checkbox"/>	住んでいた家が空き家になる場合		特になし	<p>空き家や樹木等の適正管理をお願いいたします。</p> <p>なお、空き家の売却・賃貸・解体・相続など様々な空き家相談をワンストップで受け付ける所沢市空き家利活用等ワンストップ相談事業を行っています。詳しくは、都市計画課にお問い合わせください。</p>	<p>防犯交通安全課 防犯対策室 低層棟1階 (tel)2998-9090 (fax)2998-9061</p> <p>都市計画課 高層棟5階 (tel)2998-9192 (fax)2998-9163</p>
<input type="checkbox"/>	交通事故により亡くなられた方が、交通災害共済に加入していた場合	見舞金の請求	<input type="checkbox"/> 交通災害共済見舞金請求書 <input type="checkbox"/> 交通事故証明書(写し可) <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の関係のわかるもの(※) ※条例により、請求順位の定めがあります。 <input type="checkbox"/> 交通災害共済会員証 <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書 <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)	<p>事故発生日から2年以内。 事故発生日に共済加入されていることが必要です。 ケースにより必要なものが異なる場合があります。詳しくは、防犯交通安全課にお問い合わせください。</p>	<p>防犯交通安全課 低層棟1階 (tel)2998-9140 (fax)2998-9061</p>
<input type="checkbox"/>	交通事故により亡くなられた方に、義務教育終了前のお子さまがいる場合	交通遺児手当の申請	<input type="checkbox"/> 交通遺児手当支給申請書 <input type="checkbox"/> 交通事故証明書(写し可) <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 支給対象者が交通遺児を扶養していることがわかる書類 <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書 <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)	<p>交通遺児とは、交通事故により父母又はいずれかを失った義務教育終了以前の方です。 支給対象者は、交通遺児と世帯を同じくする保護者で、現に生計をとともにしている市内在住の方です。 ケースにより必要なものが異なる場合があります。詳しくは、防犯交通安全課にお問い合わせください。</p>	<p>防犯交通安全課 低層棟1階 (tel)2998-9140 (fax)2998-9061</p>
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方に、所沢市立小・中学校に通学のお子さまがいる場合	就学援助の申請	<input type="checkbox"/> 就学援助申請書 <input type="checkbox"/> 支払先の口座がわかる書類(通帳又はキャッシュカードの写し) <input type="checkbox"/> 市・県民税課税(非課税)証明書(中学生以下を除く)	<p>支給対象者は、現にお子様と生計をとともにしている市内在住の保護者です。 ケースにより必要なものが異なる場合があります。詳しくは、教育総務課にお問い合わせください。</p>	<p>教育総務課 高層棟6階 (tel)2998-9232 (fax)2998-9128</p>
<input type="checkbox"/>	所沢市体験農場を利用していた(代表者だった)方	代表者の変更	特になし	速やかに(電話連絡可)	<p>農業振興課 市役所別館 (tel)2998-9158 (fax)2998-9162</p>
<input type="checkbox"/>	農地を借りていた・貸していた方	貸借状況の確認	右記へお問い合わせください。	速やかに(電話連絡可)	
<input type="checkbox"/>	認定農業者の方	農業経営改善計画の確認	特になし	速やかに(電話連絡可)	

庁舎外の施設



保健センター



上下水道局



所沢年金事務所

【所在地】〒359-8505 所沢市上安松1152番地の1

【電話番号】04-2998-0170

(自動音声案内 ②国民年金課 ①→②お客様相談室)

【FAX番号】04-2992-3119

【受付時間】

月曜日(休日の場合、週初の開所日)	午前8時30分～午後7時00分
火～金曜日	午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日	午前9時30分～午後4時00分

年金事務所では年金相談の予約を実施しておりますので

ご希望の場合は年金事務所にお問い合わせください。

予約されていない場合の相談・手続きは先着順となっております。

また、相談・手続きにお時間がかかる場合がございますので、

上記業務時間内に余裕を持ってお出かけください。

【アクセス】

<徒歩> 所沢駅東口下車15分 約1.4km

<タクシー> 所沢駅東口 タクシー乗場より5分

<バス> 西武バス

「市営住宅前」停留所☆1下車 徒歩3分

所沢駅東口発～志木駅南口行・東所沢駅東口行

清瀬駅北口行・エステシティ所沢(東所沢駅)行

「所沢陸橋北」停留所☆2下車 徒歩3分

所沢駅東口発～航空公園駅行/エステシティ所沢(航空公園経由)行

航空公園駅発～所沢駅東口行

所沢駅～所沢年金事務所案内図

